

障がい者社会参加推進センター（身体障がい者結婚相談所）

【相談（業務）内容】

身体障がい者で結婚を望んでおられる方々に、各人にふさわしい配偶者が得られるよう、結婚についての「相談」と「あっせん」を行っています。

【対象者】

身体障がい者手帳保持者

ただし、以下の場合には申込みをお断りしています

- ・男子は満 18 才、女子は満 16 才に達しないとき
- ・女子は離婚後 6 ヶ月を過ぎないとき
- ・住所不定と認めたとき
- ・その他当相談所が不相当と認めたとき

【相談日時】

電話相談

月～金 9:00～17:00(祝日・年末年始を除く)

来所の場合は 9:00～15:00

【相談方法】

電話相談 予約不要

来所相談 電話・FAX にて予約してください。

【相談料】

無料

【問い合わせ先・所在地】

団体名	社会福祉法人 福岡市身体障害者福祉協会	担当部署	障がい者社会参加推進 センター
住所	〒810-0062 福岡市中央区荒戸 3-3-39 福岡市市民福祉プラザ 4 階		
電話番号	092-732-6077	FAX 番号	092-713-1393